

電原運第2021-42号

令和3年10月1日

原子力規制委員会 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員

清水 希茂

島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和48年4月26日付け48原第4253号で認可を受け、昭和49年3月12日付け49原第939号、昭和50年10月28日付け50原第7883号、昭和51年7月29日付け51安(原規)第35号、昭和52年3月9日付け52安(原規)第21号、昭和52年5月31日付け52安(原規)第130号、昭和52年7月6日付け52安(原規)第187号、昭和54年6月19日付け54資庁第8353号、昭和55年5月22日付け55資庁第6430号、昭和55年8月29日付け55資庁第10601号、昭和56年4月2日付け56資庁第3101号、昭和56年6月19日付け56資庁第7554号、昭和56年8月20日付け56資庁第10448号、昭和57年2月26日付け57資庁第2530号、昭和57年7月31日付け57資庁第10881号、昭和59年5月18日付け59資庁第6564号、昭和59

年11月9日付け59資庁第12967号, 昭和63年1月29日付け62資庁第16338号, 平成元年2月9日付け元資庁第310号, 平成元年3月31日付け元資庁第3504号, 平成2年3月23日付け2資庁第1878号, 平成3年1月30日付け2資庁第14644号, 平成4年1月24日付け3資庁第14179号, 平成5年6月24日付け5資庁第6195号, 平成5年10月27日付け5資庁第11445号, 平成6年1月27日付け5資庁第14460号, 平成7年1月25日付け6資庁第14392号, 平成8年5月27日付け8資庁第4676号, 平成11年1月29日付け平成10・12・18資第25号, 平成11年6月18日付け平成11・05・31資第10号, 平成12年5月23日付け平成12・05・12資第7号, 平成13年1月5日付け平成12・09・20資第7号, 平成13年2月23日付け平成13・02・15原第13号, 平成13年3月30日付け平成13・03・23原第19号, 平成13年9月19日付け平成13・09・03原第12号, 平成14年2月25日付け平成14・02・04原第3号, 平成14年10月22日付け平成14・10・02原第10号, 平成15年1月31日付け平成14・12・26原第15号, 平成15年10月23日付け平成15・10・03原第14号, 平成15年12月16日付け平成15・11・18原第16号, 平成16年5月20日付け平成15・12・25原第47号, 平成16年6月14日付け平成16・06・04原第19号, 平成17年1月26日付け平成16・12・27原第37号, 平成17年4月21日付け平成17・04・08原第11号, 平成17年6月28日付け平成17・06・13原第26号, 平成17年12月12日付け平成17・11・18原第19号, 平成18年2月22日付け平成18・01・30原第4号, 平成18年8月24日付け平成18・07・04原第16号, 平成19年1月24日付け平成18・12・26原第12号, 平成19年8月31日付け平成19・07・31原第20号, 平成19年12月13日付け平成19・09・28原第23号, 平成19年12月13日付け平成19・11・30原第26号, 平成20年1月21日付け平成19・12・20原第36号, 平成20年8月22日付け平成20・07・11原第17号, 平成20年12月12日付け平成20・10・31原第16号, 平成21年1月19日付け平成20・12・16原第13号, 平成21年8月31日付け平成21・08・05原第1号, 平成22年1月22日付け平成21・12・25原第4号, 平成22年9月6日付け平成22・08・05原第3号, 平成22年9月29日付け平成22・09・15原第2号, 平成23年2月25日付け平成22・11・19原第2号, 平

成23年4月4日付け平成23・03・01原第5号, 平成23年5月6日付け平成23・04・08原第34号, 平成23年5月11日付け平成23・04・22原第14号, 平成23年12月22日付け平成23・10・19原第22号, 平成24年6月26日付け平成24・05・29原第2号, 平成24年9月6日付け20120731原第8号, 平成25年2月6日付け原管B発第130107001号, 平成25年7月5日付け原管B発第130745号, 平成26年1月9日付け原管B発第1401091号, 平成26年2月26日付け原管B発第1402261号, 平成27年5月11日付け原規規発第1505116号, 平成27年6月17日付け原規規発第1506174号, 平成28年3月24日付け原規規発第16032410号, 平成28年9月1日付け原規規発第1609012号, 平成28年10月25日付け原規規発第1610254号, 平成29年4月19日付け原規規発第1704196号, 平成29年9月27日付け原規規発第1709272号, 平成31年3月5日付け原規規発第1903055号, 令和2年9月17日付け原規規発第2009178号および令和3年3月23日付け原規規発第2103232号で変更認可を受けた島根原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を, 別添の島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし, 下線は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 島根原子力発電所1号炉取水槽流路縮小工設置に伴う変更

島根原子力発電所1号炉取水槽流路縮小工設置に伴い, 以下の条文を変更する。

第1編

- ・第87条(放射性液体廃棄物の管理)

第2編

- ・第154条(放射性液体廃棄物の管理)

(2) 島根原子力発電所1号炉における新燃料搬出完了に伴う変更

島根原子力発電所1号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴い, 以下の条文を変更する。

第2編

- ・第125条(品質マネジメントシステム計画)
- ・第129条(原子力発電保安運営委員会)
- ・第131条(廃止措置主任者の職務等)
- ・第132条(構成および定義)
- ・第137条(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)

- ・ 第 1 4 7 条（新燃料の運搬）
- ・ 第 1 4 8 条（新燃料の貯蔵）
- ・ 第 1 6 8 条（放射線計測器類の管理）
- ・ 第 1 6 9 条（管理区域外等への搬出および運搬）
- ・ 第 1 7 0 条（発電所外への運搬）
- ・ 第 1 7 3 条（施設管理計画）
- ・ 第 1 9 0 条（報告）

（3）実用炉規則の改正に伴う変更

常設重大事故等対処設備について、高経年化技術評価の実施および長期施設管理方針の策定が要求されたこと、ならびに運転期間を延長しない原子炉は、運転期間満了以降の高経年化技術評価の実施および長期施設管理方針の策定を要しないことが定められたことに伴い、以下の条文を変更する。

第 1 編

- ・ 第 1 0 6 条の 6（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針）

3. 施行期日

- （1）この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内に施行する。

以 上

別 添

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第 1 編</p> <p style="text-align: center;">運転段階の発電用原子炉施設編</p> <p style="text-align: center;">(2号炉および3号炉に係る保安措置)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を搬入する時点から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3.3第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう。</p> </div>	<p style="text-align: center;">第 1 編</p> <p style="text-align: center;">運転段階の発電用原子炉施設編</p> <p style="text-align: center;">(2号炉および3号炉に係る保安措置)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を搬入する時点から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3.4第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう。</p> </div>	<p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、電気事業法第43条に基づき電気工作物の工事、維持および運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて工事、維持および運用に従事する者へ指示、指導・助言する。また、電気事業法および原子炉等規制法に基づく工事計画の申請・届出を必要とする工事の場合、手続きが行われたことを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、電気事業法第43条に基づき電気工作物の工事、維持および運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて工事、維持および運用に従事する者へ指示、指導・助言する。また、電気事業法に<u>基づく工事計画</u>および原子炉等規制法に基づく<u>設計及び</u>工事計画の申請・届出を必要とする工事の場合、手続きが行われたことを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第86条の3 課長(放射線管理)は、原子炉等規制法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第86条の3 課長(放射線管理)は、原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画(変更)認可申請書および電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																																												
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第87条 課長(発電)は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表87-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長(発電)は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表87-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、表87-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>表87-1</p> <table border="1" data-bbox="143 539 810 616"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>$8.6 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>表87-2</p> <table border="1" data-bbox="143 673 810 750"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>$8.6 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号炉, 2号炉および3号炉の合計</p> <p>表87-3</p> <table border="1" data-bbox="143 836 987 1034"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1箇月に1回</td> <td>・ランドリドレンサンプルタンク ・ランドリドレンタンク ・シャワドレンタンク ・高電導度廃液系サンプルタンク ・洗濯廃液系サンプルタンク</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$8.6 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}$	項目	放出管理の基準値	トリチウム	$8.6 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}$	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1箇月に1回	・ランドリドレンサンプルタンク ・ランドリドレンタンク ・シャワドレンタンク ・高電導度廃液系サンプルタンク ・洗濯廃液系サンプルタンク	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第87条 課長(発電)は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表87-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長(発電)は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表87-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、表87-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>表87-1</p> <table border="1" data-bbox="1075 539 1742 616"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>$7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>表87-2</p> <table border="1" data-bbox="1075 673 1742 750"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>$7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号炉, 2号炉および3号炉の合計</p> <p>表87-3</p> <table border="1" data-bbox="1075 836 1919 1034"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1箇月に1回</td> <td>・ランドリドレンサンプルタンク ・ランドリドレンタンク ・シャワドレンタンク ・高電導度廃液系サンプルタンク ・洗濯廃液系サンプルタンク</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}$	項目	放出管理の基準値	トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}$	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1箇月に1回	・ランドリドレンサンプルタンク ・ランドリドレンタンク ・シャワドレンタンク ・高電導度廃液系サンプルタンク ・洗濯廃液系サンプルタンク	<p>・島根原子力発電所1号炉取水槽流路縮小工設置に伴う変更</p>
項目	放出管理目標値																																													
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$8.6 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}$																																													
項目	放出管理の基準値																																													
トリチウム	$8.6 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}$																																													
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																										
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク																																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1箇月に1回	・ランドリドレンサンプルタンク ・ランドリドレンタンク ・シャワドレンタンク ・高電導度廃液系サンプルタンク ・洗濯廃液系サンプルタンク																																										
項目	放出管理目標値																																													
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}$																																													
項目	放出管理の基準値																																													
トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}$																																													
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																										
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク																																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1箇月に1回	・ランドリドレンサンプルタンク ・ランドリドレンタンク ・シャワドレンタンク ・高電導度廃液系サンプルタンク ・洗濯廃液系サンプルタンク																																										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第106条の6 所長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物^{※1}について、<u>各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</u></p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定</p> <p>2. 所長は、<u>原子炉を運転することができる期間を延長しようとする場合、各号炉毎、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、延長しようとする期間^{※2}について、以下の事項を実施する。</u></p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定</p> <p>3. 所長は、<u>第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他第1項(1)または第2項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、第1項(1)または第2項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期施設管理方針を変更する。</u></p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：10年を超えて延長しようとする場合は、延長する期間。それ以外は10年とする。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第106条の6 所長は、<u>2号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物^{※1}ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物^{※1※2}(以下、本条において「機器および構造物」という。)について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</u></p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{※3}</p> <p>2. 所長は、<u>3号炉に関し、機器および構造物について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</u></p> <p>3. 所長は、<u>2号炉および3号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※4}をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</u></p> <p>4. 所長は、<u>2号炉および3号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、認可^{※5}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</u></p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</u></p> <p>※3：<u>30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</u></p> <p>※4：<u>原子炉等規制法第43条の3の3第4項に規定される申請をいう。</u></p> <p>※5：<u>原子炉等規制法第43条の3の3第2項に規定される認可をいう。</u></p>	<p>・実用炉規則の改正に伴う変更 ・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第 2 編</p> <p style="text-align: center;">廃止措置段階の原子炉施設編</p> <p style="text-align: center;">(1 号炉に係る保安措置)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>廃止措置段階とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の <u>3.3</u> 第 2 項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。</p> <p>また、廃止措置段階にある島根原子力発電所 1 号炉に係る発電用原子炉施設（廃止措置対象施設）を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。</p> </div>	<p style="text-align: center;">第 2 編</p> <p style="text-align: center;">廃止措置段階の原子炉施設編</p> <p style="text-align: center;">(1 号炉に係る保安措置)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>廃止措置段階とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の <u>3.4</u> 第 2 項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。</p> <p>また、廃止措置段階にある島根原子力発電所 1 号炉に係る発電用原子炉施設（廃止措置対象施設）を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。</p> </div>	<p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前							変更後							備考																																																																																					
(品質マネジメントシステム計画) 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 【品質マネジメントシステム計画】 (中略) 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。 (中略)							(品質マネジメントシステム計画) 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 【品質マネジメントシステム計画】 (中略) 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。 (中略)								・島根原子力発電所1号炉における新燃料搬出完了に伴う変更																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関連条項・項目</th> <th colspan="3">実施部門</th> <th colspan="3">監査部門</th> </tr> <tr> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</td> <td rowspan="3">原子力品質保証規程</td> <td rowspan="3">原子力品質保証細則</td> <td>電源事業本部 保安業務要領 (第147条、 第149条の2、 第151条)</td> <td>電源事業 本部部长 (原子力 管理)</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>燃料管理要領 (第147条か ら第149条の 2)</td> <td>島根原子 力発電所 長</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射性廃棄物 管理要領 (第150条か ら第156条)</td> <td>島根原子 力発電所 長</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>							関連条項・項目	実施部門			監査部門			一次文書名		二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	(中略)							7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	電源事業本部 保安業務要領 (第147条、 第149条の2、 第151条)	電源事業 本部部长 (原子力 管理)	/	/	(中略)					燃料管理要領 (第147条か ら第149条の 2)	島根原子 力発電所 長	/	/				放射性廃棄物 管理要領 (第150条か ら第156条)	島根原子 力発電所 長	/	/	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関連条項・項目</th> <th colspan="3">実施部門</th> <th colspan="3">監査部門</th> </tr> <tr> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</td> <td rowspan="3">原子力品質保証規程</td> <td rowspan="3">原子力品質保証細則</td> <td>電源事業本部 保安業務要領 (第149条の 2、第151条)</td> <td>電源事業 本部部长 (原子力 管理)</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>燃料管理要領 (第149条の 2)</td> <td>島根原子 力発電所 長</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射性廃棄物 管理要領 (第150条か ら第156条)</td> <td>島根原子 力発電所 長</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>							関連条項・項目	実施部門			監査部門			一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	(中略)							7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	電源事業本部 保安業務要領 (第149条の 2、第151条)	電源事業 本部部长 (原子力 管理)	/	/	(中略)					燃料管理要領 (第149条の 2)	島根原子 力発電所 長	/	/				放射性廃棄物 管理要領 (第150条か ら第156条)	島根原子 力発電所 長	/
関連条項・項目	実施部門			監査部門																																																																																															
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者																																																																																													
(中略)																																																																																																			
7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	電源事業本部 保安業務要領 (第147条、 第149条の2、 第151条)	電源事業 本部部长 (原子力 管理)	/	/																																																																																													
			(中略)																																																																																																
			燃料管理要領 (第147条か ら第149条の 2)	島根原子 力発電所 長	/	/																																																																																													
			放射性廃棄物 管理要領 (第150条か ら第156条)	島根原子 力発電所 長	/	/																																																																																													
関連条項・項目	実施部門			監査部門																																																																																															
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者																																																																																													
(中略)																																																																																																			
7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	電源事業本部 保安業務要領 (第149条の 2、第151条)	電源事業 本部部长 (原子力 管理)	/	/																																																																																													
			(中略)																																																																																																
			燃料管理要領 (第149条の 2)	島根原子 力発電所 長	/	/																																																																																													
			放射性廃棄物 管理要領 (第150条か ら第156条)	島根原子 力発電所 長	/	/																																																																																													
(中略)							(中略)																																																																																												

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(原子力発電保安運営委員会)</p> <p>第129条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員の構成人員に関する事項 ・当直の引継方法に関する事項 ・巡視に関する事項 ・警報発生時の措置に関する事項 ・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・定期試験に関する事項 ・廃止措置計画に関する事項 ・安全貯蔵の措置に関する事項 <p>(2) 燃料管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新燃料および</u>使用済燃料の運搬に関する事項 ・<u>新燃料および</u>使用済燃料の貯蔵に関する事項 <p>(中略)</p>	<p>(原子力発電保安運営委員会)</p> <p>第129条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員の構成人員に関する事項 ・当直の引継方法に関する事項 ・巡視に関する事項 ・警報発生時の措置に関する事項 ・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・定期試験に関する事項 ・廃止措置計画に関する事項 ・安全貯蔵の措置に関する事項 <p>(2) 燃料管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料の運搬に関する事項 ・使用済燃料の貯蔵に関する事項 <p>(中略)</p>	<p>・島根原子力発電所1号炉における新燃料搬出完了に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																												
<p>(廃止措置主任者の職務等)</p> <p>第131条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。</p> <p>(3) 表131-1に定める事項のうち、第187条および第188条については、電源事業本部長（原子力管理）の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(4) 表131-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(5) 表131-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(6) 第190条（報告）第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(7) その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>(廃止措置主任者の職務等)</p> <p>第131条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。</p> <p>(3) 表131-1に定める事項のうち、第187条および第188条については、電源事業本部長（原子力管理）の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(4) 表131-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(5) 表131-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(6) 第190条（報告）第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(7) その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>(中略)</p>																													
<p>表131-2</p> <table border="1" data-bbox="125 647 1008 1126"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第138条（地震・火災等発生時の対応）</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第142条（工事完了の報告）</td> <td>工事計画に基づき実施した工事の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第145条（施設運用上の基準を満足しない場合）</td> <td>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>施設運用上の基準を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第190条（報告）</td> <td>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。） 第134条第3号^{※1}、第4号^{※1}、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第138条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第142条（工事完了の報告）	工事計画に基づき実施した工事の結果	第145条（施設運用上の基準を満足しない場合）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	施設運用上の基準を満足していると判断した場合	第190条（報告）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。） 第134条第3号 ^{※1} 、第4号 ^{※1} 、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合	<p>表131-2</p> <table border="1" data-bbox="1057 647 1939 1126"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第138条（地震・火災等発生時の対応）</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第142条（工事完了の報告）</td> <td>工事計画に基づき実施した工事の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第145条（施設運用上の基準を満足しない場合）</td> <td>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>施設運用上の基準を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第190条（報告）</td> <td>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。） 第134条第3号^{※1}、第4号^{※1}、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第138条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第142条（工事完了の報告）	工事計画に基づき実施した工事の結果	第145条（施設運用上の基準を満足しない場合）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	施設運用上の基準を満足していると判断した場合	第190条（報告）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。） 第134条第3号 ^{※1} 、第4号 ^{※1} 、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合	
条 文	内 容																													
第138条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																													
第142条（工事完了の報告）	工事計画に基づき実施した工事の結果																													
第145条（施設運用上の基準を満足しない場合）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																													
	施設運用上の基準を満足していると判断した場合																													
第190条（報告）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																													
	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合																													
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																													
	「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。） 第134条第3号 ^{※1} 、第4号 ^{※1} 、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合																													
条 文	内 容																													
第138条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																													
第142条（工事完了の報告）	工事計画に基づき実施した工事の結果																													
第145条（施設運用上の基準を満足しない場合）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																													
	施設運用上の基準を満足していると判断した場合																													
第190条（報告）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																													
	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合																													
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																													
	「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。） 第134条第3号 ^{※1} 、第4号 ^{※1} 、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合																													
<p>※1：新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。</p> <p>(中略)</p>	<p>※1：使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。</p> <p>(中略)</p>	<p>・島根原子力発電所1号炉における新燃料搬出完了に伴う変更</p>																												

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(構成および定義)</p> <p>第132条 本章第3節(第144条から第146条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項: 施設運用上の基準</p> <p>(2) 第2項: 施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第3項: 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合^{※1}に要求される措置</p> <p>※1: 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>(2) 第2項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>2 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく、行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備^{※2}が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>(2) 「照射された燃料に係る作業」とは、照射された燃料の移動作業および新燃料または制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。</p> <p>※2: 関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>(構成および定義)</p> <p>第132条 本章第3節(第144条から第146条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項: 施設運用上の基準</p> <p>(2) 第2項: 施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第3項: 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合^{※1}に要求される措置</p> <p>※1: 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>(2) 第2項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合</p> <p>2 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく、行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備^{※2}が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>(2) 「照射された燃料に係る作業」とは、照射された燃料の移動作業および制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。</p> <p>※2: 関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>・島根原子力発電所1号炉における新燃料搬出完了に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考										
<p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第137条 当直長は、次の事項を遵守する。 (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと。 (2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと。 2 課長(燃料技術)は、燃料を譲り渡す場合は、表137に定める譲渡し先に譲り渡す。</p> <p>表137 燃料の譲渡し先</p> <table border="1" data-bbox="159 368 719 517"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>譲渡し先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>再処理事業者</td> </tr> <tr> <td>新燃料</td> <td>加工事業者</td> </tr> </tbody> </table>	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者	<p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第137条 当直長は、次の事項を遵守する。 (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと。 (2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと。 2 課長(燃料技術)は、燃料を譲り渡す場合は、表137に定める譲渡し先に譲り渡す。</p> <p>表137 燃料の譲渡し先</p> <table border="1" data-bbox="1093 368 1653 456"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>譲渡し先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>再処理事業者</td> </tr> </tbody> </table>	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	<p>・島根原子力発電所1号炉における新燃料搬出完了に伴う変更</p>
種別	譲渡し先											
使用済燃料	再処理事業者											
新燃料	加工事業者											
種別	譲渡し先											
使用済燃料	再処理事業者											

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>(新燃料の運搬)</u></p> <p><u>第147条 課長（燃料技術）は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建物クレーンを使用する。</u></p> <p><u>2. 課長（燃料技術）は、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の各号を確認する。</u></p> <p><u>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</u></p> <p><u>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</u></p> <p><u>3. 課長（燃料技術）は、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項（1）から（3）に加え、次の各号を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入すること。</u></p> <p><u>(2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</u></p> <p><u>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</u></p> <p><u>(4) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p><u>4. 課長（放射線管理）は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</u></p> <p><u>5. 課長（放射線管理）は、課長（燃料技術）が管理区域内で第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p> <p><u>6. 課長（燃料技術）は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(3) 未臨界検査</u></p> <p><u>(4) 吊上検査</u></p> <p><u>(5) 重量検査</u></p> <p><u>(6) 収納物検査</u></p> <p><u>(7) 表面密度検査</u></p> <p><u>7. 課長（燃料技術）は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</u></p>	<p>変更後 (条を削る)</p>	<p>備考</p> <p>・島根原子力発電所1号炉における新燃料搬出完了に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>(新燃料の貯蔵)</u> <u>第148条 課長（燃料技術）は、新燃料を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。</u> <u>(1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料プール（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。</u> <u>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</u> <u>(3) 原子炉建物クレーンまたは燃料取替装置を使用すること。</u> <u>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。</u> <u>2. 課長（燃料技術）は、使用済燃料プールに貯蔵している新燃料を新燃料貯蔵庫に貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</u> <u>(1) 使用済燃料プールに貯蔵している新燃料を気中に取り出した後、専用の作業台を使用し、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、再度燃料集合体の形状に組み立てること。</u> <u>(2) 専用の作業台で取り扱う新燃料は、1体のみかつその1体分の燃料棒のみに限定すること。</u> <u>(3) 再度燃料集合体の形状に組み立てた新燃料は、新燃料貯蔵庫に貯蔵すること。</u></p>	<p>変更後 (条を削る)</p>	<p>備考 ・島根原子力発電所1号炉における新燃料搬出完了に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第153条 課長(放射線管理)は、原子炉等規制法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第153条 課長(放射線管理)は、原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画(変更)認可申請書および電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																																												
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第154条 課長(第一発電)は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表154-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長(第一発電)は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表154-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、表154-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(第一発電)に通知する。</p> <p>表154-1</p> <table border="1" data-bbox="143 539 810 616"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>$8.6 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>表154-2</p> <table border="1" data-bbox="143 673 810 750"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>$8.6 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号炉, 2号炉および3号炉の合計</p> <p>表154-3</p> <table border="1" data-bbox="143 836 985 963"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1箇月に1回</td> <td>・ランドリドレンサンプルタンク ・シャワドレンタンク</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$8.6 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}$	項目	放出管理の基準値	トリチウム	$8.6 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}$	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1箇月に1回	・ランドリドレンサンプルタンク ・シャワドレンタンク	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第154条 課長(第一発電)は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表154-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長(第一発電)は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表154-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、表154-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(第一発電)に通知する。</p> <p>表154-1</p> <table border="1" data-bbox="1075 539 1742 616"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>$7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>表154-2</p> <table border="1" data-bbox="1075 673 1742 750"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>$7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号炉, 2号炉および3号炉の合計</p> <p>表154-3</p> <table border="1" data-bbox="1075 836 1917 963"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1箇月に1回</td> <td>・ランドリドレンサンプルタンク ・シャワドレンタンク</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}$	項目	放出管理の基準値	トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}$	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1箇月に1回	・ランドリドレンサンプルタンク ・シャワドレンタンク	<p>・島根原子力発電所1号炉取水槽流路縮小工設置に伴う変更</p>
項目	放出管理目標値																																													
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$8.6 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}$																																													
項目	放出管理の基準値																																													
トリチウム	$8.6 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}$																																													
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																										
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク																																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1箇月に1回	・ランドリドレンサンプルタンク ・シャワドレンタンク																																										
項目	放出管理目標値																																													
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq/年}^{*1}$																																													
項目	放出管理の基準値																																													
トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq/年}^{*1}$																																													
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																										
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク																																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1箇月に1回	・ランドリドレンサンプルタンク ・シャワドレンタンク																																										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考																																																																												
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第168条 課長(放射線管理)および課長(計装)は、表168に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表168</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2.放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>2台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>2台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>3台^{※3}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>1台^{※1※5}</td> </tr> <tr> <td>電子式積算線量計</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>1式^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3.放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>課長(計装)</td> <td>6台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>課長(計装)</td> <td>13台^{※4※6}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4.環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:1号炉, 2号炉および3号炉共用 ※2:1号炉, 2号炉および3号炉共用の1台を含む ※3:1号炉および2号炉共用 ※4:1号炉および2号炉共用の2台を含む ※5:表156の試料放射能測定装置と共用 ※6:管理区域外測定用の1台を含む。</p>	分 類	計測器種類	所管課長	数量	1.被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}	2.放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	課長(放射線管理)	2台 ^{※2}	汚染密度測定用サーベイメータ	課長(放射線管理)	2台 ^{※2}	体表面モニタ	課長(放射線管理)	3台 ^{※3}	試料放射能測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1※5}	電子式積算線量計	課長(放射線管理)	1式 ^{※1}	3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	課長(計装)	6台 ^{※1}	エリアモニタ	課長(計装)	13台 ^{※4※6}	4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}	積算線量計測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第168条 課長(放射線管理)および課長(計装)は、表168に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表168</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2.放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>2台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>2台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>3台^{※3}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>1台^{※1※5}</td> </tr> <tr> <td>電子式積算線量計</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>1式^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3.放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>課長(計装)</td> <td>6台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>課長(計装)</td> <td>12台^{※4※6}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4.環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>課長(放射線管理)</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:1号炉, 2号炉および3号炉共用 ※2:1号炉, 2号炉および3号炉共用の1台を含む ※3:1号炉および2号炉共用 ※4:1号炉および2号炉共用の2台を含む ※5:表156の試料放射能測定装置と共用 ※6:管理区域外測定用の1台を含む。</p>	分 類	計測器種類	所管課長	数量	1.被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}	2.放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	課長(放射線管理)	2台 ^{※2}	汚染密度測定用サーベイメータ	課長(放射線管理)	2台 ^{※2}	体表面モニタ	課長(放射線管理)	3台 ^{※3}	試料放射能測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1※5}	電子式積算線量計	課長(放射線管理)	1式 ^{※1}	3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	課長(計装)	6台 ^{※1}	エリアモニタ	課長(計装)	12台 ^{※4※6}	4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}	積算線量計測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}	<p>・島根原子力発電所1号炉における新燃料搬出完了に伴う変更</p>
分 類	計測器種類	所管課長	数量																																																																											
1.被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}																																																																											
2.放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	課長(放射線管理)	2台 ^{※2}																																																																											
	汚染密度測定用サーベイメータ	課長(放射線管理)	2台 ^{※2}																																																																											
	体表面モニタ	課長(放射線管理)	3台 ^{※3}																																																																											
	試料放射能測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1※5}																																																																											
	電子式積算線量計	課長(放射線管理)	1式 ^{※1}																																																																											
3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	課長(計装)	6台 ^{※1}																																																																											
	エリアモニタ	課長(計装)	13台 ^{※4※6}																																																																											
4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}																																																																											
	積算線量計測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}																																																																											
分 類	計測器種類	所管課長	数量																																																																											
1.被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}																																																																											
2.放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	課長(放射線管理)	2台 ^{※2}																																																																											
	汚染密度測定用サーベイメータ	課長(放射線管理)	2台 ^{※2}																																																																											
	体表面モニタ	課長(放射線管理)	3台 ^{※3}																																																																											
	試料放射能測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1※5}																																																																											
	電子式積算線量計	課長(放射線管理)	1式 ^{※1}																																																																											
3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	課長(計装)	6台 ^{※1}																																																																											
	エリアモニタ	課長(計装)	12台 ^{※4※6}																																																																											
4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}																																																																											
	積算線量計測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}																																																																											

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(管理区域外等への搬出および運搬)</p> <p>第169条 課長(放射線管理)は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(第147条(新燃料の運搬)、第149条の2(使用済燃料の運搬)および第151条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第151条(放射性固体廃棄物の管理)第5項を準用する。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 課長(放射線管理)は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理区域外等への搬出および運搬)</p> <p>第169条 課長(放射線管理)は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(第149条の2(使用済燃料の運搬)および第151条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第151条(放射性固体廃棄物の管理)第5項を準用する。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 課長(放射線管理)は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>・島根原子力発電所1号炉における新燃料搬出完了に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(発電所外への運搬) 第170条 各課長は、核燃料物質等(第147条(新燃料の運搬)、第149条の2(使用済燃料の運搬)および第151条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 2. 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。 3. 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 (3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。 (4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。 4. 課長(放射線管理)は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>(発電所外への運搬) 第170条 各課長は、核燃料物質等(第149条の2(使用済燃料の運搬)および第151条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 2. 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。 3. 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 (3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。 (4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。 4. 課長(放射線管理)は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>・島根原子力発電所1号炉における新燃料搬出完了に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(施設管理計画)</p> <p>第173条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下、「技術基準規則」という。)」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。施設管理に関する業務を確実に実施するために、「施設管理要領」に従い実施する。また、組織は、施設管理の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、施設管理の業務を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>7. 2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計および工事を実施する場合、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器^{※2}の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否およびその内容(手続きが不要と判断した場合、その理由を含む。)を記録する。</p> <p>(中略)</p> <p>※2:安全上重要な機器とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物のうち、<u>新燃料貯蔵設備</u>、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう。(以下、第189条(記録)において同じ。)</p> <p>(中略)</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第173条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下、「技術基準規則」という。)」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。施設管理に関する業務を確実に実施するために、「施設管理要領」に従い実施する。また、組織は、施設管理の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、施設管理の業務を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>7. 2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計および工事を実施する場合、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器^{※2}の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否およびその内容(手続きが不要と判断した場合、その理由を含む。)を記録する。</p> <p>(中略)</p> <p>※2:安全上重要な機器とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物のうち、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう。(以下、第189条(記録)において同じ。)</p> <p>(中略)</p>	<p>・島根原子力発電所1号炉における新燃料搬出完了に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(報告)</p> <p>第190条 各課長または当直長は、次に定める事項に該当する場合または該当するおそれがあると判断した場合について、あらかじめ定められた経路に従って、直ちに所長および廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合(第145条)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合。(第154条, 第155条)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合。(第167条の2)</p> <p>(4) 実用炉規則第134条第3号^{※1}, 第4号^{※1}, 第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合。</p> <p>2 所長は、前項で定める事項について報告を受けた場合、社長に報告する。</p> <p>3 本条に規定される報告については、「異常事象発生時の対応要領」に基づき実施する。</p> <p>※1: <u>新燃料貯蔵設備</u>、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。</p>	<p>(報告)</p> <p>第190条 各課長または当直長は、次に定める事項に該当する場合または該当するおそれがあると判断した場合について、あらかじめ定められた経路に従って、直ちに所長および廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合(第145条)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合。(第154条, 第155条)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合。(第167条の2)</p> <p>(4) 実用炉規則第134条第3号^{※1}, 第4号^{※1}, 第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合。</p> <p>2 所長は、前項で定める事項について報告を受けた場合、社長に報告する。</p> <p>3 本条に規定される報告については、「異常事象発生時の対応要領」に基づき実施する。</p> <p>※1: 使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。</p>	<p>・島根原子力発電所1号炉における新燃料搬出完了に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(附則を加える)</p>	<p><u>附則(令和 年 月 日 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p>	<p>・附則の追加</p>